

鈴鹿市告示第 1 9 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次の市道の供用を開始し、及び告示する。

なお、当該告示の日を供用開始の期日とする。

また、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 0 月 2 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

路線名	起点	主要な経過地	延長（m）
	終点		幅員（m）
長太新町四丁目 2 7 9 号線	長太旭町六丁目	長太旭町六丁目	48.9
	長太旭町六丁目		3.5～ 5.7